

訪問介護等サービス提供体制確保 支援事業補助金

山梨県交付事務 Q&A

令和8年9月

山梨県福祉保健部健康長寿推進課

【全体に関すること】

1 事業の補助対象期間はいつからいつまでになるのか。

補助対象期間は交付決定の時期に関わらず、該当年度の4月1日から1月31日までとする。なお、1月31日までに支払いを完了したものが補助の対象となる。

2 申請は各事業所単位で行うのか。

交付申請や実績報告等については法人単位での提出となる。法人で複数の訪問介護等事業所の交付申請等を提出する場合は、法人が各事業所分をとりまとめの上、御提出いただきたい。提出先は事業所の所在地等が変わるため、提出先一覧を御確認いただきたい。

3 人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業等の複数事業種目を実施することは可能か。その場合、補助上限額はどのようなになるのか。

複数メニューを実施することは可能である。補助限度額はそれぞれの事業種目ごとの上限額となる。

【研修体制の構築支援に関すること】

4 別団体が実施する研修会に参加する際に係る費用も補助対象となるか。

事業所が自主的に研修を実施する場合及び、外部の研修に参加する場合いずれも補助の対象となる。

5 研修受講に係る費用について補助対象は、訪問介護員等に限るのか。

訪問介護員でない事務職員を対象とすることはできるものの、主として訪問介護員等を対象とする。

6 研修について、eラーニングを年間契約している場合は補助対象となるか。

1月31日分までは補助対象となる。2月分以降を除いて按分しての申請となる。

7 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善等事業と一部内容が重複することもあるが、一の事業所が両補助金の交付を受けることは可能か。

それぞれの事業目的に合致しているのであれば、経費が重複しない範囲において、一の事業者が両補助金の交付を受けることが可能である。

【経験年数の短い訪問介護員等への同行支援に関すること】

8 「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間をいうのか。

原則、訪問業務に従事した期間が1年未満である場合とする。ただし、以下のような場合は経験年数が1年以上の場合も対象とする。

- ・ 従事する頻度が低いために十分に経験を積んでいない場合。
- ・ （他事業所で従事していた場合含む） 1 年以上訪問業務に従事していない場合。
- ・ 外国人の方が訪問介護業務に従事する場合。

10 単発バイトや短期間雇用の職員への同行は対象となるか

概ね 6 か月以上の雇用契約のある職員を対象とする。

【周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（人材確保に関する経費）に関する
こと】

11 対象経費について、ホームヘルパーの急な退職に伴うかかり増し経費も対象とあるが、 退職日が 3 月 31 日の場合、新規職員の採用が 4 月 1 日以降であれば対象となるか。

採用が 4 月 1 日以降であれば補助対象となる。

12 人材紹介会社を通じた採用の場合の紹介料は対象経費となるか。

求人広告掲載に係る費用であれば補助対象となる。

【経営改善の支援に関すること】

13 専門家への委託や臨時職員の雇用を行わずに、直営で行った場合の既存職員への賃金 等は補助対象となるか。

既存職員の賃金等に充てる場合は対象外となる。なお、各種加算の新規取得については、実績報告時に確認を行う。

14 社労士へ事務負担軽減のため委託を行っているが、補助対象となるか。

経営基盤の強化や経営状況の改善等を目的としたものであれば、補助対象となる。ただし、年間契約を行っている場合は、1 月 31 日までの期間について補助対象となる。

【登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援に関すること】

15 対象経費をどのように証明するのか。

登録ヘルパー等に対して支給していた賃金等実績と、常勤職員として雇用したホームヘルパーに支給した賃金等実績を支払い台帳等で確認する。

16 登録ヘルパー等に支給していた賃金と常勤職員として雇用した場合の賃金の差額を対象 経費として申請する場合、どのように算出すればよいか。

支援を希望する月数が 3 か月の場合、次のとおりとなる。

登録ヘルパー等として勤務した最後の 3 か月（支援を希望する月数）の賃金等を合算し、常勤職員として勤務した 3 か月（支援を希望する月数）の賃金等を合算し、その差

額を求め、これを対象経費支出予定額とする。支援を希望する月数に1人当たり10万円を乗じた額を基準額とし、対象経費支出予定額と基準額のうち少ない金額を補助額とする。

例) R8.6月まで登録ヘルパー等として勤務し、R8.7から常勤職員として勤務
(翌月支払いの場合で3か月の支援を希望する場合)

【登録ヘルパー等における給与】

5月:5万円、6月:6万円、7月:7万円 計18万円

【常勤職員における給与】

8月:20万円、9月:20万円、10月:20万円 計60万円

対象経費支出予定額は60万円-18万円=42万円

基準額は1人当たり10万円×3か月=30万円

42万円と30万円を比較し、少ない金額である30万円が補助額となる。

【小規模法人等の協同化・大規模化の取組の支援に関すること】

17 申請する場合、事業所グループを構成する全ての法人がそれぞれ申請をする必要があるか。

申請にあたっては、事業所グループの中から代表となる法人(以下、「代表法人」という。)を定めた上で、代表法人が申請を行うこととし、事業者グループ全体に対する補助金を代表法人が受けることとなる。

18 法人単位の基準額ではないとの解釈でよい。また、構成する法人数に制限はないとの解釈でよい。

法人単位の基準額ではなく、構成する法人数にも制限はない。

【介護人材・利用者確保のための広報支援に関すること】

19 外部団体等への作成を依頼する場合や、外部の広報サービスを利用する場合の費用も補助対象となるか。

いずれも補助対象となる。

20 人材紹介会社を通じた採用の場合の紹介料は対象経費となるか。(R8.9.9 追記)

求人広告掲載に係る費用であれば補助対象となるが、採用された際の成功報酬であって社会通念に照らして著しく高額といえる場合は補助対象外となる。

21 法人内で運営している訪問介護事業所以外の事業所を含めてパンフレット等の作成を行った場合は補助対象となるか。

本補助金は訪問介護事業所等のみを対象としているため、按分等を行い、訪問介護事

業所分の経費を明確にできれば、訪問介護事業所分について補助対象となる。

【申請書・実績報告書の添付書類に関すること】

22 その他知事が必要と認める書類とは具体的にどのようなものか。

事業内容が確認できる書類。

- ・ 職員名や採用年月日等を確認できる書類など（経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援、経営改善の支援にて事務作業を行う職員を雇用する場合及び登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援を実施する場合）
- ・ 構成法人一覧及び構成法人に関する情報が記載されている書類【別記第1号様式エクセル内の「事業者グループ構成法人一覧」「県内訪問介護等事業所一覧」を参考としてください】など（小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援を実施する場合）
- ・ 賃金の支払い台帳（Q9 参照）（登録ヘルパー等の常勤化の促進を実施する場合）